

決 定 書

申立人 K

被申立人 東京電力株式会社

主 文

本件申立を却下する。

理 由

- 1 本件申立の趣旨及び理由は、別紙申立書、同補充書面1乃至2及び反論書記載のとおりであり、これに対する被申立人の答弁は、別紙答弁書のとおりである。
- 2 申立人は、被申立人の元従業員であり在職中に被申立人から労働組合法第7条第1号に規定する不利益取扱いを受けたとして経済的な損失の支払いを求めているが、同法第7条第1号に規定する不利益取扱いの事実があるというためには、①不利益取扱いを受けた者が組合員であること、または正当な組合活動を行ったこと②両者の間に因果関係があること、すなわち、使用者が、組合員であること、または正当な組合活動を行ったことを理由に、その労働者に対して不利益取扱いを行ったことが主張・立証されなければならない。
- 3 本件の場合、被申立人がユニオンショップを採用しているため申立人が労働組合の組合員であったことは事実として認められるが、申立人からは労働組合員であることの故をもって不利益取扱いを受けたという事実の疎明がない。また当委員会の調査によってもこのような事実は認められなかった。
- 4 よって、本件で申立人が主張する事実は不当労働行為に該当しないことが明らかであるので、労働委員会規則第34条第5号の規定により、主文のとおり決定する。

平成11年4月13日

千葉県地方労働委員会
会長 一河 秀洋 ㊟